

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

44期(1990/平成2年)

法曹として育ててもらった2年間

会員 安部 公己 (44 期)



司法修習第44期は、平成2年（1990年）4月から平成4年（1992年）3月までの2年間が修習期間で、約30年前になる。

司法研修所は湯島にあった。当時、先輩方から紀尾井町の研修所で学ばれた話を伺って、時代の移り変わりを感じたが、研修所が和光に移転して四半世紀も経つ現在では、湯島の研修所も昔日の話になった。今は「旧岩崎邸庭園」として公開されているが、春になって広い敷地一面に野生の花が咲いていたことが、起案で困憊した頭に新鮮であった。クラスの教官宅への訪問では、教官のご家族にも親しく接していただいたが、準備等大変であったと思う。

1年4か月の実務修習の地は東京で、4班に分かれて民事裁判、刑事裁判、検察、弁護をローテーションで修習した。

裁判修習では少人数宛、各部に配属されたが、裁判官室に席を得て、裁判官の仕事ぶりを間近に見ることができた。夜の庁内の飲み会では、裁判官から事件についての本音の話を伺えた。現在数多くの実務書が出版されている状況からは想像もつかないが、当時は専門部の研修で配られた資料が弁護士になってから役に立った。

検察修習では、はじめの捜査修習で、修習生は大部屋に集められ、まるでクラスルームの雰囲気だった。このときに班のメンバーの名前と顔がようやく一致した。ゆったりとした修習で、修習生同士で飲みに行く機会が増えた。

私の班は、弁護修習が実務修習の最後だったが、後期修習に進む直前に弁護修習にあたるのは二回試験に

合格しない「落第コース」だという話を聞いて、少し心配させられた。

初めて東京拘置所に接見に行ったときは、異世界に踏み入った感じがした。それまでの実務修習の慣れで被疑者の名前を呼捨てにしたところ、弁護人は「さん」付けで呼ぶべきだと注意を受けた。倒産事件で、会社の広い会議室で弁護士の会議に臨んだときは、世の中の経済活動との繋がりを感じた。修習の時期はバブル景気と重なるが、就活の事務所訪問では先輩方の話もそこそこ大分ご馳走になった。研修旅行で修習委員として私たちの面倒を見てくださった先生が出し物で負傷をされたときは、申し訳ない思いをした。

私は、修習で東京弁護士会の法律事務所に配属されたのが縁で、弁護士登録も当会に入会させていただいた。

思い返してみると、2年もの間手当をいただき、どこに行っても法曹の後輩として育てていただいたことは、まったく感謝に堪えない。統一修習制度は、法曹三者の相互信頼と密接に関係している。

後期修習の終わりに、弁護教官が、弁護士法2条「弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない」を引かれて、司法修習が終わってもスタートラインに立ったに過ぎない、今後も研鑽し続けなければならないと説かれた。その教え子である私は、いまだに分らないことばかりで、調べ物をしては仕事をしている。弁護士であることは、このような仕事の仕方を続けることなのだと思う。